

一般社団法人全国外国語教育振興協会
入会資格

(設 置)

- 1、法人組織の教育施設。
- 2、個人経営の教育施設。
- 3、専門学校・各種学校の付帯教育。
- 4、上記に準ずる組織。

(経 営)

- 5、原則として、外国語教育に携わる部門が、独立した経営体制を明確にしており、外国語教育事業収入が全事業収入の50%以上あること。
- 6、原則として、語学教育施設開設後2年を経過しており、かつその間に倫理規程に特に遵守すべきものとして示された法令に対する違反の事実、または消費者に対する不公正な行為などがないこと。
- 7、外国人講師は全員出入国管理及び難民認定法の規定を満たしていること。
- 8、実用外国語を教授していること。
- 9、教育施設の本部校に常勤の事務局体制があること。

(設 備)

- 10、① 教育施設は、学習者数などに応じ、必要な視聴覚教材その他語学教育に必要な機材、図書を備えている事が望ましい。
- ② 施設は消防法に基づく設備を完備しており、防火体制が整っていること。

(コース・カリキュラム等)

- 11、コース内容、目標、カリキュラム、シラバスなどが明確になっていること。

(学 習 相 談)

- 12、語学学習に関する相談制度又は担当窓口があること。

(講師の資格) (補則評価基準参照)

次の項目のいずれか一つを必ず満たしていること。

- 13、大学卒業以上(日本人・外国人)または同等以上。
- 14、外国語を教授する資格の所有者(日本人)。
- 15、それぞれの母国語で語学教授法を学んだ者(外国人)。

(設置者、校長、講師の欠格事由)

- 16、外国語教育施設の設置者、校長または講師となる者は次の各号に該当する者でないものとする。
 - ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人。
 - ② 禁固以上の刑に処せられた者。
 - ③ 出入国管理及び難民認定法の違反に問われた者。
 - ④ 教員免許取上げの処分を受け、2年を経過しない者。
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成しまたはこれに加入した者。

(受 講 約 款)

- 17、次の事項を明示した受講約款を定め、学習者に交付すること。
 - ① 学校名・代表者名・住所・地図等
 - ② *1) コース内容に関する事項
 - ③ *2) カリキュラムに関する事項

- ④ 入学・継続手続きの方法と* 3) それに関わる全ての費用および支払方法等
- ⑤ * 4) 受講契約内容の有効期間
- ⑥ 休日・祝祭日の取り扱い
- ⑦ クーリング・オフ、中途解約等に関する事項
- ⑧ 相談窓口に関する事項
- ⑨ 受講約款の有効期間。

(その他)

18、社員（職員）の就業規則を具備していること。

* 1) コース内容

種類(固定制・予約制)、授業時間、受講回数、学習期間、クラス定員、講師の説明等。

* 2) カリキュラム

授業内容、教授法、レベルチェックの有無、進級制度の有無等。

* 3) 費用

入学金、受講料、教材費(教室で使用する教材を指し、原則として1年の学習期間を超えない範囲とする)、施設使用料、光熱費等

* 4) 受講契約内容の有効期間

原則として1年を限度とすること。

以上

一般社団法人全国外国語教育振興協会 入会資格補則評価基準

(講師の資格) 13項、14項、15項について補則評価基準を以下のように定める。

レベル	日本人講師の場合	外国人講師の場合
上級者	1 大学卒業以上 2 英検準1級以上 3 TOEIC®900点以上 4 教員資格取得者が望ましい	1 大学卒業以上 2 教育言語が母国語である 3 日本文化に精通している 4 TESOL、CELTA等語学教授法を学んでいることが望ましい 5 ビジネス経験があることが望ましい
中級者	1 大学卒業以上 2 英検準1級または2級以上 3 TOEIC®850点以上	1 大学卒業以上または同等以上 2 日本文化に理解がある
初級者	1 大学卒業以上または同等以上 2 英検2級以上 3 TOEIC®800点以上	1 大学卒業以上または同等以上